

○国土交通省告示第百九十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十一項ただし書の規定に基づき、十分間防火設備の構造方法を次のように定める。

令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

十分間防火設備の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令第百十二条第十一項ただし書に規定する十分間防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備とすること。

二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。

三 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 補強材（鉄材又は鋼材で造られたものに限る。）の両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板（ハにおいて「表面材」という。）が堅固に取り付けられたものであること。

ロ 充填材を用いる場合にあつては、防火上支障のない性能を有するものが用いられたものであること。

ハ ガラスを用いる場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

(1) 枠に鉄材若しくは鋼材を用いる場合又は枠を設けない場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する構造であること。

(i) 網入りガラス（網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。）を用いたもの

(ii) 次に掲げる基準に適合するもの

(一) はめごろし戸であること。

(二) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。

(イ) 強化ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、表面圧縮応力が百四十メガパスカル以上であるものに限る。(2)において同じ。)

(ロ) 耐熱強化ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、エッジ強度が二百五十メガパスカル以上であるものに限る。(2)において同じ。)

(ハ) 耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏

- 三十度から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇プラスマイナス〇・〇〇〇〇〇五であるものに限る。(2)において同じ。)
- (三) 幅が七百ミリメートル以下で高さが二千ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。
- (四) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠（枠を設けない場合にあつては、表面材。(1)において同じ。)に取り付けられたものであること。
- (イ) ガラスを鉄材、鋼材又はアルミニウム合金材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。(2)において同じ。）により枠に堅固に取り付けること。
- (ロ) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。
- (ハ) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを六ミリメートル以上とすること。
- (五) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分にシーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限る。(2)において同じ。)がガラスの全周にわたって設置されたものであること。
- (六) 枠に鉄材又は鋼材を用いる場合にあつては、表面材の枠に含まれる部分の長さが二ミリメートル以上であること。

- (2) 枠にアルミニウム合金材を用いる場合 次に掲げる基準に適合するものであること。
- (i) はめごろし戸であること。
 - (ii) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。
 - (一) 網入りガラス
 - (二) 強化ガラス
 - (三) 耐熱強化ガラス
 - (四) 耐熱結晶化ガラス
 - (iii) 幅が七百ミリメートル以下で高さが二千百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。
 - (iv) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
 - (一) ガラスを鉄材、鋼材又はアルミニウム合金材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。
 - (二) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。
 - (三) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを六ミリメートル以上とすること。
 - (v) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分にシーリング材又はグ

レイジングガスケットで、難燃性を有するものがガラスの全周にわたって設置されたものであること。

(vi) 表面材の枠に含まれる部分の長さが二ミリメートル以上であること。

第二 第一第三号に該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が準不燃材料で造られた開口部に取付けなければならない。

第三 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りをつける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改

正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第四項に規定する三十分間防火設備

二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十十分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、建築基準法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの

三 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが〇・八ミリメートル以上のもの（網入りガラス（網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。第六号において同じ。）を用いたものを含む。）

四 略

第二 第一第三号、第六号又は第七号（枠の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。）のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

改正前

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第二十項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの

（新設）

二 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが〇・八ミリメートル以上のもの（網入りガラス（網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。第五号において同じ。）を用いたものを含む。）

三 略

第二 第一第二号、第五号又は第六号（枠の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。）のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む。）がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

3 特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第九項に規定する七十分五分間防火設備</p> <p>二 (略)</p> <p>三 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>四 (略)</p> <p>第二 第一第五号又は第六号のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分(当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。</p> <p>第三 防火戸(第一第九号又は第十号のいずれかに該当するものを除く。)が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。</p>	<p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (新設)</p> <p>四 (略)</p> <p>第二 第一第三号又は第四号のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分(当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具(回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む。)がある場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。</p> <p>第三 防火戸(第一第七号又は第八号のいずれかに該当するものを除く。)が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。</p>